

協議第43号 上水道事業の取扱いについて

上水道事業の取扱いについて提出する。

平成16年10月13日 提出

菊池北部四市町村合併協議会会長

松岡 一 俊

上水道事業の取扱いについて

(上水道)

1. 上水道事業については、合併時に統合し新市において公営企業を組織する。また、現有関連施設については、現行のまま新市公営企業に引き継ぐ。
2. 新規事業については、新市建設計画に基づき計画的に実施する。継続事業については、新市建設計画で調整し、新市公営企業に引き継ぐ。
3. 加入金については、菊池市の例により、合併時に統一する。
4. 使用料金については、現行のまま新市に引き継ぎ、新市において速やかに調整する。
5. 手数料については、泗水町の例により合併時に統一する。なお、メーター使用料は、現行のまま新市に引き継ぐ。
6. 料金等の減免措置については、菊池市の例により、合併時に統一する。

(簡易水道)

7. 簡易水道事業及びその現有関連施設については、現行のまま新市に引き継ぐ。
8. 矢護川地区簡易水道組合は合併までに解散する方向で組合と調整を行い、現行のまま新市に引き継ぐ。
9. 加入金については、菊池市上水道の例により、合併時に統一する。
10. 使用料金については、別表のとおり合併時に統一する。
11. 手数料については、泗水町上水道の例により合併時に統一する。なお、メーター使用料は、合併時に廃止する。
12. 使用料等減免措置については、菊池市上水道の例により、合併時に統一する。

(専用水道)

13. 専用水道事業及びその現有関連施設については、現行のまま新市に引き継ぐ。
14. 加入金については、菊池市上水道の例により、合併時に統一する。
15. 使用料金については、別表のとおり合併時に統一する。
16. メーター使用料は、合併時に廃止する。
17. 料金等減免措置については、菊池市上水道の例により、合併時に統一する。

(その他)

18. 上水道に関する補助制度については、新市において調整する。また、硝酸性窒素除去器貸付事業については、七城町の例により新市に引き継ぎ、新市において速やかに調整する。

平成16年10月13日 確認

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協 定 項 目	上水道事業の取扱い				関係項目	上水道施設等・事業計画（新規・継続事業）
調 整 の 内 容	1. 上水道事業については、合併時に統合し新市において公営企業を組織する。また、現有関連施設については、現行のまま新市公営企業に引き継ぐ。 2. 上水道事業の新規事業については、新市建設計画に基づき計画的に実施する。継続事業については、新市建設計画で調整し、新市公営企業に引き継ぐ。					
	現 況					調整の具体的内容
市 町 村 名	菊池市	七城町	旭志村	泗水町		
別 内 容	1. 上水道事業及び施設等					上水道事業については、法的原則により統合が必要であり、合併時に統合し、新市において公営企業を組織する。 上水道関連施設については、現行のまま新市公営企業に引き継ぐ。
	事業の有無	有（公営企業）	無	無	有（公営企業）	
	事業概要（H14）					
	・地区名	菊池市			泗水町	
	・給水区域内人口（人）	17,468人			14,300人	
	・給水人口（人）	17,214人			13,738人	
	・給水戸数（戸）	6,715戸			4,091戸	
	・普及率（％）	98.55%			96.10%	
	・年間給水量（m ³ ）	1,799,895m ³			1,545,564m ³	
	・日最大給水量（m ³ ）	6,107m ³			4,927m ³	
	・日平均給水量（m ³ ）	4,931m ³			4,234m ³	
	・有収率（％）	80.75%			80.00%	
	施設等概要					
	・事務所	水道局舎 RC2F A=336.4m ²				
・配水地	・城山配水地（RCタンク2450*1ヶ所） ・音町配水地（PCタンク3000*1ヶ所）			・富納配水地（スルスタンク1150*2ヶ所） ・桜山配水地（PCタンク1200*1ヶ所）		
・水源地	地下水（深井戸5ヶ所）			地下水（深井戸5ヶ所）		
施設名	亘中央・亘第2・亘第3・亘第4・大琳寺			第1～第5水源地		
取水量（m ³ /日）	12,800			6,600		
・その他				・永南加圧場		
2. 上水道整備事業					・新規事業については、新市建設計画に基づき計画的に実施する。継続事業については、新市建設計画で事業量・財源・工期等を調整し、新市公営企業に引き継ぎ計画的に実施する。	
新規事業	新市建設計画で調整中	新市建設計画で調整中	新市建設計画で調整中	新市建設計画で調整中		
継続事業（採択）	大琳寺配水地整備事業 H16～18			水道管路近代化推進事業 H6～19 （石綿セメント管更新） ・第二期拡張計画 H3～24		

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協 定 項 目		上水道事業の取扱い		関係項目	上水道加入金・使用料等					
調 整 の 内 容		3. 上水道加入金については、菊池市の例により、合併時に統一する。 4. 上水道使用料金については、現行のまま新市に引継ぎ、新市において速やかに調整する。 5. 上水道手数料については、泗水町の例により合併時に統一する。なお、 メーター使用料は、現行のまま新市に引き継ぐ。								
		現 況				調整の具体的内容				
市 町 村 名	菊池市	七城町	旭志村	泗水町		・加入金については、国の算定基準を基に算定されている菊池市の例により、合併時に統一する。				
3. 上水道加入金		・無	・無							
・13mm	50,000円			50,000円						
・20mm	80,000円			80,000円						
・25mm	130,000円			-						
・30mm	-			130,000円						
・40mm	330,000円			200,000円						
・50mm	650,000円			300,000円						
・75mm	1,150,000円			500,000円						
・100mm	1,650,000円			-						
4. 上水道使用料(円) (1ヶ月税抜)	基本料金	超過料金		種別	用途	基本料金	超過料金	・使用料金については、 現行のまま新市に引継ぎ、新市において速やかに調整する。		
	口径	水量	料金			水量	料金		t 当り	
			t 当り				t 当り			
	13mm	8t	850	140	専用	一般	8t		800	130
	20mm	8t	1,450	140		営業	16t		1,200	130
	25mm	8t	1,780	140		浴場	200t		10,900	130
	40mm	8t	2,520	140		学校	200t		9,100	130
	50mm	8t	3,610	140	その他	官公	20t		1,100	130
	75mm	8t	4,660	140		公民	1t		130	130
	100mm	8t	5,580	140		臨時	1t		200	200
	消火栓	20分	4,000	-						
5. 手数料等	手数料				手数料				手数料については、泗水町の例により合併時に統一する。 メーター使用料については、 現行のまま新市に引継ぎ、水道料金統一時に廃止する。	
手数料(円)	区分	単位	金額		区分	単位	金額			
	督促	1件	80		督促	1件	80			
	設計審査	1件	500		設計審査	1件	1,000			
	材料及び 竣工検査	20mm以下	500		材料検査	1件	1,000			
		25~50mm以下	1,000		竣工検査	1件	1,000			
		75mm以上	2,000		道路占用	1件	2,000			
	道路占用	国県道	1,500		業者指定	1件	10,000			
		市道	1,200		その他証明	1件	300			
	業者指定	1件	10,000							
	サービス管	1件	8,000							
メーター使用料(円)	無				メーター使用料					
					13mm		50			
					20mm		100			
					25mm		110			
					30mm		150			
					40mm		210			
					50mm		730			
					75mm		1,000			

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協 定 項 目		上水道事業の取扱い		関係項目	上水道料金減免制度等
調 整 の 内 容		6. 上水道料金等の減免措置については、菊池市の例により、合併時に統一する。			
		現 況			調整の具体的内容
市 町 村 名	菊池市	七城町	旭志村	泗水町	
市 町 村 別 内 容	<p>6. 減免制度</p> <p>市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、水道事業条例又は、この条例により納付しなければならない料金、手数料その他の費用を減免することができる。</p> <p>災害等の理由により、料金の納入が困難である者の料金。 地下及び床下等の不可抗力な漏水に起因する料金。ただし、水道使用者が、漏水を確認しておきながら修繕を怠った場合はこの限りでない。</p> <p>(1)前年同期及び前2回指示水量を勘案し、その平均水量4倍以内の場合は、前2回指示水量と今回水量の平均を調定水量とする。</p> <p>(2)メーター指示水量が平均水量の4倍を超える場合は、4倍を超える水量を免除し、4倍以内については前号のとおりとする。</p> <p>(3)全各号の適用は、原則として年1回とし、以前からの漏水の可能性がある場合も、その事実が判明した時点での減免措置とする。</p>	・無	・無	<p>災害その他の理由により、料金の納入が困難である者の料金。 不可抗力による漏水に起因する料金。 その他町長が公益上、その他特別の理由があると認めたと者。</p>	・減免措置については、菊池市の例により、合併時に統一する。

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協 定 項 目		上水道事業の取扱い		関 係 項 目		簡易水道施設等			
調 整 の 内 容		7. 簡易水道事業及びその現有関連施設については、現行のまま新市に引き継ぐ。 8. 矢護川地区簡易水道組合は合併までに解散する方向で組合と調整を行い、現行のまま新市に引き継ぐ。							
		現			況		調整の具体的内容		
市 町 村 名	菊池市	七城町	旭志村	泗水町					
市 町 村 別 内 容	7. 簡易水道事業及び施設等 事業概要	2 地区（3 地区）	無	4 地区	無	簡易水道事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。 簡易水道関連施設については、現行のまま新市に引き継ぐ。			
	・ 地区名	水源中央簡易水道 迫間簡易水道 (花房簡易水道)		西部第一地区 西部第二地区 小川・九の峰地区 弁利地区					
	・ 給水区域内人口（人）	2,430人		5,303人					
	・ 給水人口（人）	2,235人		4,898人					
	・ 給水戸数（戸）	654戸		1,429戸					
	・ 普及率（%）	93.50%		92.00%					
	・ 年間給水量（m ³ ）	167,048m ³		501,974m ³					
	・ 日最大給水量（m ³ ）	715m ³		1,410m ³					
	・ 日平均給水量（m ³ ）	458m ³		1,265m ³					
	・ 有収率（%）	86.50%		89.70%					
	施設等概要								
	・ 水源地	2ヶ所		5ヶ所					
	水源の種類	地下水		地下水、伏流水					
	取水方法	深井戸		深井戸、浅井戸					
	取水量（m ³ /日）	715m ³ /日		1,375m ³ /日					
・ 配水池	4ヶ所		6ヶ所						
施設名	渡打・原本村・迫間第1・迫間第2		小川九の峰・弁利・西部第1・西部第2（2） 三の西沖						
8. 矢護川簡易水道組合 構成団体 給水人口			一部事務組合 旭志村・大津町 1,153人 (内訳)片川瀬地区 283人 矢護川地区 870人		・ 矢護川地区簡易水道組合（一部事務組合）は合併までに解散する方向で組合と調整を行い、現行のまま新市に引き継ぎ、菊池南部と調整を行う。				

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協 定 項 目		上水道事業の取扱い				関 係 項 目	簡易水道加入金・使用料等					
調 整 の 内 容		9. 簡易水道加入金については、菊池市上水道の例により、合併時に統一する。 10. 簡易水道使用料金については、別表のとおり合併時に統一する。 11. 簡易水道手数料については、泗水町上水道の例により合併時に統一する。なお、メーター使用料は、合併時に廃止する。 12. 簡易水道使用料減免措置については、菊池市上水道の例により、合併時に統一する。										
		現				況				調整の具体的内容		
市 町 村 名	菊池市		七城町		旭志村		泗水町					
市 町 村 別 内 容	9. 簡易水道加入金			・無し				・無し		・加入金については、菊池市上水道の例により、合併時に統一する。		
		20mm以下	126,000円		全口径		50,000円					
		25mm以上	210,000円									
	10. 簡易水道使用料(円) (1ヶ月税抜)	基本料金		超過料金		種別	用途	基本料金		超過料金		・使用料金については、別表のとおり合併時に統一する。 (別表料金表参照)
		口径	水量	料金	t 当り			水量	料金	t 当り		
		13mm	8t	950		専用	一般	6t	575	145		
		20mm	8t	1,400			営業	30t	4,325	145		
		25mm	8t	1,600			官公	20t	3,070	145		
		40mm	8t	2,400			工業	30t	4,325	145		
		50mm	8t	2,800			娯楽	-	-	185		
	75mm	8t	3,600		学校		20t	3,070	145			
	100mm	8t	4,400		共同		6t	575	145			
	消火栓	20分	4,000		その他	臨時	-	-	185			
11. 簡易水道手数料等 手数料(円)	手数料(円)				手数料(円)				手数料については、泗水町上水道の例により合併時に統一する。 メーター使用料については、口径別に水道使用料を徴収するため合併時に廃止する。			
	区分	単位	金額		区分	単位	金額					
	督促	1件	80		督促	1件	100					
	材料及び 竣工検査	20mm以下		500								
		25~50mm以下		1,000								
		75mm以上		2,000								
	道路占用	国県道		1,500								
		市道		1,200								
	業者指定	1件	10,000									
	サービス管	1件	8,000									
メーター使用料(円)	無				メーター使用料				80			
					全口径							
12. 使用料等減免措置	・無				・慈善事業又は、公益事業のため使用するとき。 ・公費の扶助を受ける者が使用するとき。 ・村長が必要と認めたとき。				・減免措置については、菊池市上水道の例により、合併時に統一する。			

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協 定 項 目		上水道事業の取扱い		関 係 項 目	専用水道施設等		
調 整 の 内 容		13. 専用水道事業及びその現有関連施設については、現行のまま新市に引き継ぐ。 14. 専用水道加入金については、菊池市上水道の例により、合併時に統一する。 15. 専用水道使用料金については、別表のとおり合併時に統一する。 16. 専用水道のメーター使用料は、合併時に廃止する。 17. 専用水道料金等減免措置については、菊池市上水道の例により、合併時に統一する。					
		現 況			調整の具体的内容		
市 町 村 名	菊池市	七 城 町		旭志村		泗水町	
市 町 村	13. 専用水道事業及び施設等 事業概要	無	有 (1 地区)		無	専用水道事業については、七城町のみのも事業であり、現行のまま新市に引き継ぐ。 専用水道関連施設については、現行のまま新市に引き継ぐ。	
	・地区名		雇用促進住宅七城宿舍専用水道				
	・計画給水人口 (人)		2 4 0 人				
	・給水人口 (人)		1 5 1 人				
	・給水戸数 (戸)		4 7 戸				
	・普及率 (%)		100.00%				
	・年間給水量 (m ³)		9 , 8 8 8 m ³				
	・日最大給水量 (m ³)		6 0 m ³				
	・日平均給水量 (m ³)		2 7 m ³				
	施設等概要						
・水源地		1 ヶ所					
水源の種類		地下水					
取水方法		深井戸					
別	14. 専用水道加入金 (円 ・ 税 抜)		1 3 mm	150,000		・加入金については、菊池市上水道の例により合併時に統一する。	
			2 5 mm	1,100,000			
内	15. 専用水道使用料 (1 ヶ月 ・ 税 抜)	用途	基本料金		超過料金	・使用料金については、別表のとおり合併時に統一する。 (別表料金表参照)	
			水量	料金			t 当り
			専用給水	10t			1,500
共用給水	10t	1,500	150				
容	16. 専用水道メーター使用料 (円 / 月)		1 3 mm	100		・メーター使用料については、合併時に廃止する。	
			2 5 mm	210			
	17. 専用水道料金等減免措置		・町長は公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金等の全部又は一部を免除することができる。			・減免措置については、菊池市上水道の例により合併時に統一する。	

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協 定 項 目		関 係 項 目				
上水道事業の取扱い		上水道に関する補助制度等				
調 整 の 内 容		18. 上水道に関する補助制度については、新市において調整する。また、硝酸性窒素除去器貸付事業については、七城町の例により新市に引き継ぎ、新市において速やかに調整する。				
		現 況				調整の具体的内容
市 町 村 名	菊池市	七城町	旭志村	泗水町		
市 町 村 別 内 容	18. 補助制度等 補助金名	菊池市簡易水道施設費補助金	七城町飲料水供給施設及び簡易水道整備費補助金	共同飲料水供給施設整備補助金	無	上水道に関する補助制度については、新市において速やかに調整する。
	・ 補助対象	1) 5戸以上の共同による簡易水道の新設、増設、改良事業。 2) 総事業費10万円以上の工事。 3) 対象施設は、特に市長が認めるもののほか、原則として各集落につき1つの施設とする。ただし、市が行う簡易水道事業区域を除く。	1) 10戸以上の共同による飲料水供給施設及び簡易水道の新設、増設、改良事業。 2) 総事業費10万円以上の工事。 3) 対象施設は、取水施設、浄水施設、送水施設、配水施設で、給水施設は対象外。	・ 共有による飲料水供給施設・簡易水道整備で村長が認めるもの。		
	・ 補助率	1 / 3 以内	7.5% 以内	・ 協議により村長が定める。 (実績5地区 10%~35.8%)		
	・ 補助限度額(千円)	新設 2,000 改修 1,000	10,000	・ 協議により村長が定める。		
	その他助成等	無	七城町硝酸性窒素除去器貸付事業	無	無	
	・ 要件		・ 飲料水の水質検査の結果、飲料水に含まれる硝酸、亜硝酸性窒素の濃度が10mg/L以上の場合。			
・ 条件等		1) 貸付額は、無料とする。ただし、維持管理のためのカートリッジ等交換器材、その他消耗品費は、使用者負担。 2) 使用に当たっては、衛生管理、器具器材点検を定期的に行い処理能力の維持管理に注意を払うこと。 3) 使用者の瑕疵により除去器に損害を与えた場合は、使用者が賠償すること。			硝酸性窒素除去器貸付事業については、七城町の例により新市に引き継ぎ、新市において対象地域等について速やかに調査し、適正に事業を実施する。	

協議第43号 上水道事業の取扱いについて(資料)

別表

簡易水道・専用水道使用料金表(税抜き)

種別	基本料金(1戸1月)			超過料金
	水量	口径	料金(円)	1m ³ 当り(円)
専用給水装置 共用給水装置 一時用給水装置	8m ³ まで	13mm	850	140
		20mm	1,450	140
		25mm	1,780	140
		40mm	2,520	140
		50mm	3,610	140
		75mm	4,660	140
		100mm	5,580	140
消火用給水装置	目的外の使用については、1基1回20分として5,600円とする。 ただし、消火等に使用するときは、無料とする。			

注)種別、量水器の口径の区分に従い、使用水量に応じ計算した基本料金及び従量料金の合計額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

協議第43号 上水道の取扱いについて 参考資料

団 体 名		合併期日 (予定)	協定(協議)項目名	調 整 方 針								
熊本県	天草上島4町合併協議	H16.3.31	上水道事業の取扱いについて	<p>上水道事業については、次のとおり取扱うものとする。</p> <p>(1)水道使用料については、当面、現行のとおりとし、合併後3年間で計画的に調整する。</p> <p>(2)加入金については、別表1のとおりとする。</p> <p>(3)メーター使用料については、大矢野町、松島町の例による。</p> <p>(4)督促手数料については、姫戸町、龍ヶ岳町の例による。</p> <p>(5)手数料については、別表2のとおりとする。</p> <p>(6)水道運営審議会については、松島町の例により新市に引き継ぐ。ただし、委員の構成については、合併までに調整する。</p> <p>(7)水道工事分担金については、姫戸町、龍ヶ岳町の例による。</p> <p>(8)松島町共同飲料水供給施設補助金、松島町上水道給水施設補助交付に関する要項については、合併時に廃止する。</p>								
"	宇城西部5町合併協議	H17.1.15	上下水道事業の取扱いについて (上水道事業関係)	<p>現行の上水道事業は、新市において統合するものとする。</p> <p>現行の簡易水道事業は統合せず、現行のまま新市に引き継ぐものとする。</p> <p>既存の水道施設については、新市に引き継ぐものとする。</p> <p>浄水場の管理については、新市において管理方針を定め統一に努めるものとする。</p> <p>組合営等の非公営の簡易水道事業や飲料水供給施設については、合併を機に公営への移管等を検討する。</p> <p>水道使用料金については、当面は現行通りとし、新市において料金統一の基本方針を定め、10年を目途に採算の取れる料金体制へ統一を図るものとする。</p> <p>検針、料金徴収については次のとおり調整するものとする。</p> <p>(1)検針、料金徴収については、毎月検針、毎月徴収とする。</p> <p>(2)検針、集金事務については委託することとし、委託料については合併時に統一する。</p> <p>上水道加入金、工事負担金の取扱いについては、合併年度は現行通りとし、翌年度以降3年を目途に計画的に調整するものとする。</p> <p>手数料の取扱いについては、合併時に次のとおり統一するものとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 給水工事設計審査</td> <td>1,000円</td> <td>指定業者登録</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>材料検査</td> <td>500円</td> <td>竣工検査</td> <td>1,000円</td> </tr> </table> <p>ただし、現在登録している業者については、登録の更新手続きのみとし、登録料は徴収しないものとする。</p> <p>(2)督促手数料及び延滞金については、合併時に統一するものとする。</p> <p>上水道加入金、料金、手数料等の減免の取扱いについては、合併時に松橋町の例により統一するものとする。ただし、工事負担金については対象としない。</p> <p>指定給水装置工事事業者の取扱いについては現行通りとし、合併時に条例・規程を統一するものとする。</p>	(1) 給水工事設計審査	1,000円	指定業者登録	10,000円	材料検査	500円	竣工検査	1,000円
(1) 給水工事設計審査	1,000円	指定業者登録	10,000円									
材料検査	500円	竣工検査	1,000円									
"	菊池南部四町合併協議会	H17.2.28	上水道事業の取扱いについて	<p>(上水道)</p> <p>大津菊陽水道企業団は合併の前日をもって解散し、大津菊陽水道企業団の一般職のすべての職員及びその事務を新市に引き継ぐものとする。</p> <p>使用料については、現行のまま新市に引き継ぎ、3年を目途に統一する。</p> <p>加入金については、現行のまま新市に引き継ぎ、3年を目途に統一する。</p> <p>料金の減免制度については、合併までに統一する。</p> <p>手数料については、合併までに統一する。</p> <p>(簡易水道)</p> <p>簡易水道地区等については、矢護川地区簡易水道組合は合併の前日をもって解散する方向で調整し、全地区とも現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>使用料については、現行のまま新市に引き継ぎ、3年を目途に調整する。</p> <p>加入金については、現行のまま新市に引き継ぎ、3年を目途に調整する。</p> <p>料金の減免制度については、合併までに統一する。</p> <p>手数料については、合併までに統一する。</p>								